契約条項

【一般約款】

- 1. 注文者(以下「乙」という)は株式会社フェニックス(以下「甲」という)と契約条項に基づき成立する契約内容は、この契約書および契約時までに甲から契約書フォームの交付を受けているときは、これに記載された約款に従うものとします。
- 2. 申込金 (預かり金) は、乙より返還先等の金融機関名、連絡先を記載した書面 (FAX、メール可) および甲が発行した領収書の提示をもって、 甲は返還請求を受け付けるものとします。返還は原則振込とし、振込手数料は乙の負担となります。
- 3. 契約は、本契約書に署名した時点で成立するものとし、申込金等は契約成立時に売買代金の一部に充当されるものとします。但し申込金は手付ではありません。
- 4. 乙が契約の解除を申入れ、甲がそれを受け入れた場合に甲が契約履行の為に支出した費用または損害については乙が賠償致します。また、乙の依頼または契約履行のために甲が何らかの着手をしており、その車輌にかかった費用(※注1)を乙は甲に請求されても異議申立致しません。なお、支払済みの申込金(預かり金)や中間金または売買代金の全部を損害賠償金額の一部として充当できるものとします。乙は契約車輌の納期にかかわらず、提携ローン契約の解約につきましては、提携信販会社に割賦元金の返還及び解約手続きに伴う解約手数料等を損害賠償金額に加算されても異議申し立て致しません。尚、支払い済みの公租公課については返戻できない旨を了承します。※注1(修理・部品・加修費・整備費・運送費・点検費・重量税・環境性能割・自動車税・自賠責保険料・保管費(2,000円×経過日数)等)
- 5. 乙は車輛納車後に甲へ契約の解除・取消・無効を申し立てた場合、乙は甲へ納車日から車輛引渡し日までの車輛所有期間・使用期間について、いかなる理由があっても契約車輛と同等の弊社レンタカーと同料金の費用が発生する事とします。発生した費用は甲に指定された日までに支払うことを乙は了承しております。
- 6. 自動車登録に関連して必要となる登録書類は契約締結後、規定期間内に遅滞なく甲に渡します。甲からの催告に対して回答が無い場合、または乙の都合により遅滞した場合、乙による契約の解除と甲がみなしても乙は異議申立致しません。契約の解除となった場合の損害については第4項と同様とします。なお、売買契約書に記載の重量税・環境性能割・自動車税・自賠責保険料について、実際に発生した費用に差額が発生した場合は納車時までに支払うことを了承します。

甲に提出する規定期間・・・契約締結後1ヶ月以内

- 7. 甲が本契約を、甲の責めに帰することのできない事由等(自然災害や予見出来ない故障、紛争、犯罪行為など)により応じることができなくなった場合、甲乙協議の上、代替車輛にて再契約もしくは申込金および支払済みの代金をそのまま乙に返還するものとします。返還は原則振込とし、振込手数料は乙の負担となります。
- 8. 契約車輛の引渡しを受ける際は、乙の注文(契約の内容)と相違ないこと、不具合等に問題ないことを確認のうえ引渡しを受けるものとします。
- 9. 契約車輛が中古車である場合、納車前に行う自主点検および車検点検、法定点検等は、点検実施時点での車輛の状態を点検するものであり、次回検査までの車輌状態及び安全性等を保証するものではありません。その為、契約車輛の初度登録からの経過年数・走行距離、前使用者および乙の使用態様等により、納車後に顕現した不具合については、乙が保証特約に加入し保証書の提示がなされた場合に、その保証範囲の責任において修理を行うものとします。
- 10. 乙の希望により加入した保証特約は、修理工場等への入庫前に甲への事前連絡および甲が承諾した修理工場等への車輛入庫を条件としています。その為、甲への事前連絡が無い場合、メーカー純正品以外の部品、保証特約に加入していない場合の修理費用および持込費用については、甲に帰責事由がある場合を除き、原則、乙の全額負担となります。
- 11. 乙の都合により、下取車・買取車の契約成立後に契約車輛の契約が解除、取消し又は無効になった場合でも、下取車・買取車手続代行および査定費用や、契約車輌にかかった費用※注1など別途損害賠償を請求されても乙は異議申立致しません。なお、乙は下取車・買取車に関する契約が解除されたとしても、本契約の一般約款第4項を免れるものではありません。
- 12. 下取車・買取車がある場合、乙は甲に指定された日までに引き渡し、下取車・買取車に関する必要書類は車輛の引き渡し日までに甲へ提出します。また、下取車・買取車の残留物は、車輛引渡しをもって乙は所有を放棄したものとみなし、甲に残留物を破棄されても乙は異議申立、金銭の要求等を一切致しません。
- 13. 乙は下取車・買取車の引渡し時までに車輛状態に変化(事故等)が生じた場合や、甲に引渡し後の検査によって、判断できにくい箇所の不具合や修復歴が発見された場合、距離計の交換、距離数の巻き戻し、災害跡等が発覚した場合、乙の認識の有無にかかわらず、甲より再査定と判断されても異議はありません。再査定となった場合、本契約書の訂正または別途下取車・買取車契約書等を締結するものとします。
- 14. 乙は、下取車・買取車に抵当権、貸借権などその他、債権債務に関わる全ての権利、設定が無いこと、公租公課の滞納など一切の負担がないことを確約します。万一、第三者から異議・費用負担の請求など甲に不利益となる申し出があるときは、すべて乙の責任において処理し、甲に迷惑をかけません。また、第三者から異議の申出により費用負担について甲に損害が生じた場合、乙は甲に指定された日までにその損害について賠償いたします。
- 15. 甲が引渡した車両に契約不適合がある場合でも、乙が、引渡しから1年以内にその旨を甲に通知しないときは、乙は、その不適合を理由として、 履行の追完の請求、代金の減額の請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることはできません。

〔反社会的勢力との取引拒絶〕

- この契約は各号のいずれにも該当しない場合に成立し、各号のいずれか1つでも該当する場合には、甲は、契約を解除するものとします。
- 1. 乙が契約時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
- 2. 乙及び登録名義人・実使用者が、次のいずれかに該当したことが判明した場合
- a. 暴力団
- b. 暴力団員
- c . 暴力団準構成員
- d. 暴力団関係企業構成員
- e. 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等構成員
- f. その他a~eに準ずる者
- 3. 乙が、自らまたは第三者を利用して次のいずれかに該当する行為をした場合
- a. 暴力的な要求行為
- b. 法的な責任を超えた不当な要求行為
- c. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- d. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて甲の信用を毀損し、または甲の業務を妨害する行為
- e. その他 a~d に準ずる行為

〔提携割賦利用約款〕

- 1. 提携ローン会社の保証委託契約に基づく求債債務または立替払契約が完済されるまで、甲または提携ローン会社に所有権が留保されることを承認するものとします。また、甲の所有権を侵害する行為は致しません。
- 2. ローン利用の場合、金融機関から分割返済金額の融資を受けるため、この契約書発行後甲または当該金融機関より当該借入の保証承諾を得て、遅滞なく当該金融機関に出向き、所定の借入手続きをとります。
- 3. 金融機関からの総借入額及び分割返済条件などの確定は、前号による所定の借入手続後になりますので、金融機関に対する乙の債務額及び分割返済条件などは、金融機関の都合により、表記と多少異なることがありますのでご了承下さい。
- 4. 提携ローン利用の自動車購入に関する所定の契約書類は、遅滞なく必要箇所に署名(または記名)捺印の上甲に交付致します。
- 5. ローン契約書に記入されている納車予定日及び引渡時期等は明確な納期日をお約束するものではありません。

[現金一括払約款]

1. 自動車の代金は、表記『お支払い条件』欄に基づき、中間金及び残金は記載の期日までとし、最長納車時までに遅滞なく現金をもって甲に支払います。 万一、乙の都合により遅滞した場合、甲から一定期間を提示されて催告を受けたにもかかわらず、その期間内に支払をしなかった場合には、甲乙の売買契約を解除されても異議はありません。なお甲が遅延損害金を請求する場合は年5分で計算するものとします。

「注意事項

- 1. 乙は注文書にリサイクル預託金、相当額の合計が10,000円以上もしくは請負契約(作業費用、車検整備費用、納車整備費用等)がある場合、200円の収入印紙の貼付が必要になります。
- 2. 甲の無料サービス等の御用命事項について、修正や修復などの作業を再依頼いただく場合は、通常価格による金銭が発生することを乙は了承して おります。
- 3. 現車の社外パーツについては、実際の使用状況、使用状態を保証するものではありません。
- 4. 甲は乙の依頼によって社外パーツを取付けた場合、自動車の引渡しを受ける際は、乙の注文と相違なく、かつ自動車の装備・外観等が良好な状態にあることを確認のうえ引渡しを受けるものとします。万一、自動車に不具合が生じた場合は、乙は甲の発行する保証書の内容に従ってその範囲内の保証修理を適用できるものとします。保証修理の範囲外の工賃、費用について金銭が発生することを乙は了承しております。
- 5. 乙は写真画像を①写真をそのまま掲載 ②写真を素材として使用 ③ネット上による表示 ④展示に使用することを許諾し、甲は乙の許諾した範囲で適切に使用します。乙に許諾頂いた範囲で適切に使用したにもかかわらず、甲乙が想定しえない損害が乙に生じた場合、甲に賠償義務が無いことを了承しております。
- 6. 自動車の検査は安全・環境面について国が定める基準に適合しているかどうかを一定期間ごとに確認するものであり、必要最小限の点検となります。 その為、次の検査までの車輌故障及び安全性等を保証するものではありません。(認証工場への委託をしない為ユーザー車検にて検査登録致します。)尚、道路運送車輌法では、日常点検及び定期点検を実施する事が、自動車使用者(使用する者)に義務付けられております。(自己管理責任)。
- 7. 乙は現車に社外パーツが取付けられている場合、自動車の引渡しを受ける際は、不具合等を含め問題がないことを確認のうえ引渡しを受けるものとします。ただし、前項のとおり次回検査までの車輌故障及び安全性等を保証するものではありません。次回検査時にパーツの変更・再取付けによる部品費用、工賃などの金銭が発生する場合があることを了承いたします。また、甲の帰責事由がない場合の社外パーツおよび社外パーツに起因する不具合については、乙は甲へ一切のクレーム、損害賠償請求、キャンセル等を致しません。
- 8. 契約車輛が並行輸入車の場合、各広告媒体や契約書類等には、現車のメーターに表示されている走行距離を表記しています。乙は実際の走行距離については不明であることを承知の上、契約締結を致します。なお、本国(輸出元)での実際の使用状況、使用状態及び走行距離を正確に確認することは不可能であるため、走行距離不明を理由としたキャンセルはお受けできません。
- 9. 乙及び連帯保証人予定者は、契約について紛争が生じた場合、訴額に応じて、甲の本社所在地を管轄する簡易裁判所又は地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とすることに同意致します。

〔残価設定ローン利用時のご確認事項〕

1. 据置き額は、ローン満了時の買取額を保証するものではありません。ローン満了時にその時点での査定金額によって据置き額を精算する場合は、ローン契約時の据置き額と差異(増減)が発生する場合がございます。その際には、差額のお支払い、お受け取りが必要になりますので、ご了承下さい。ローン契約期間中は、本車輌に自動車保険、車輌保険等を付保されることをお奨め致します。

[個人情報の取扱いに関する同意条項]

- 1. 当社は下記の目的のため買主・注文者、使用者名義人の住所、氏名など表記並びに自動車検査証記載の個人に関する情報(以下「個人情報」という)を利用します。
 - 1) 定期点検、車検、整備及び保険満期のご案内のため、郵便、電話、電子メールなどの方法によりお知らせすること。
 - 2) 当社において取り扱う商品及びサービスなど、あるいはフェア·各種イベント·キャンペーン等の情報を提供するため、郵便、電話、電子メールなどの方法によりお知らせすること。
 - 3) 取引確認あるいは顧客満足度向上策検討のため、アンケート調査を実施すること。
- 2. 買主・注文者、使用者名義人は、提供された個人情報について当社が信頼に足ると判断し、かつ、守秘義務その他の必要事項を定めた契約を締結した企業及び当社グループ企業に対し、当社業務の一部として個人情報の取扱いを委託することに同意します。
- 3. 当社は、個人情報の利用にあたって、その保護及び正確性の確保に十分な注意を払い前項記載の委託先に対しても、同様の指導をするものとします。

個人情報に関するお問い合わせ先

電話番号:044-976-8181 (土日祝を除く10:00~18:00)

担当:株式会社 フェニックス 総務部お客様担当窓口 E-mail:info@pnx.co.jp

契約条項に同意して署名いたします (1枚目にご署名下さい。)